

射水市芸術文化公演活動促進奨励金 募集案内

I 事業概要

1 目的

本市の芸術文化の振興を図るため、本市ゆかりのアーティスト等の公演活動を奨励するとともに市民の鑑賞活動の促進を目的とします。

2 趣旨

- ・本市ゆかりのアーティスト等が市内ホールで公演を行うことを促進する。
- ・本市での公演収支の見通しが難しい公演を支援することにより、市民が公演を鑑賞する機会を充実させる。
- ・市民が対価を支払って芸術を鑑賞する習慣を育む。

3 対象となる事業

以下の要件をすべて満たす公演を対象とします。

- ① 申請者自らが企画又は運営し、かつ自らが出演又は監督等を行う公演
- ② 市内文化ホールで開催し、広く市民が鑑賞できる公演
- ③ 手頃な入場料を徴して行われる公演（目安は 1,000 円から 3,000 円）

※詳細は本書「II 交付要件」をご確認ください。

4 対象者

- ・射水市ゆかりのアーティスト等
- ・射水市ゆかりのアーティスト等が所属し、活動している団体

5 奨励金の額

公演に直接要する経費の一部を助成します。（上限 20 万円）

※対象となる経費については本書「III 対象経費」をご確認ください。

6 問合せ先

射水市役所 市民生活部 市民活躍・文化課 芸術文化振興係

〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1

TEL 0766-51-6622 FAX 0766-51-6654

E-mail:shiminbunka@city.imizu.lg.jp



市ホームページ

令和 8 年 4 月

II 交付要件

1 対象となる事業

本市の芸術文化の振興に資する公演活動であって、以下の3つの要件をすべて満たす公演を対象とします。

- (1) 申請者自らが企画又は運営し、かつ自らが出演又は監督等を行う公演であること。
なお、芸能事務所やイベンターなどが主催する公演は対象になりません。
- (2) 市内文化ホールで開催し、広く市民が鑑賞できる公演であること。
ここで規定する市内文化ホールとは以下のとおりです。

高周波文化ホール (新湊中央文化会館)	大ホール	(1220 席)
	小ホール	(394 席)
アイザック小杉文化ホール (小杉文化ホール)	ひびきホール	(818 席)
	まどかホール	(240 席)

- (3) 手頃な入場料を徴して行われる公演であること。
公演開催費用をまかなうことなどを目的として、入場料を徴して行われる有料公演を対象とします。なお、入場料の目安は、1,000 円から 3,000 円程度とし、入場料を徴しない無料の公演は対象としません。

2 対象となる者（申請者）の要件

「射水市ゆかりのアーティスト等」又は
「射水市ゆかりのアーティスト等が所属し、活動している団体」とします。

(補足)「射水市ゆかりのアーティスト等」とは

- ・本市に在住、在学等をしている、又は過去に在住、在学等をしたことがある者
- ・プロのアーティストもしくはそれに準ずる者（生業もしくは生業とすることを目標に相応の時間をその活動に費やしている者）

3 奨励金の対象とはならない事業

以下のいずれかに該当する事業は、本奨励金の対象にはなりません。

- ・過去の実績等から高い収益性が予測されるもの
- ・政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- ・公序良俗に反するおそれがあると認められるもの
- ・国、地方公共団体その他の団体等から補助又は支援を受けるもの
- ・カルチャー教室やサークル団体、生涯学習活動団体等が主体となって行うもの
- ・本奨励金の趣旨に沿わないと判断されるもの

Ⅲ 対象経費

1 奨励金の金額

金額	対象経費の1/2以内（千円未満切捨て）
上限額	200,000円

※本事業は予算の範囲内で実施しており、予算の上限に達した場合、その時点で受付を終了することがあります。

2 奨励金対象経費

奨励金の交付の対象となる経費は、以下の表に定めるもので、事業に直接要する経費とします。

なお、奨励金の交付決定を受けた日から公演終了後1か月以内に支出した経費のみ、奨励金の対象経費となります。

奨励金対象経費	
費目	内容
謝金	公演を補助する専門的知識又は技術を有する者（伴奏者等）への謝金等（申請者又は申請団体の構成員に対するものは対象外）
賃金	公演に係る業務及び事務を補助するために臨時的に雇用した者（アルバイト等）の賃金等（申請者又は申請団体の構成員に対するものは対象外）
委託料	会場設営費、舞台演出費、チケット販売委託費等
印刷製本費	プログラム、チラシ、ポスター、入場券・立看板等の作成費等
広告宣伝費	新聞、テレビ、雑誌等への広告掲載費、広告デザイン料等
通信運搬費	チラシ等の郵送料、荷物運搬費等（対象公演に係る業者運搬のみ）
使用料及び賃借料	会場使用料、附属備品使用料、著作権使用料、演出機材賃借料等
手数料	楽器調律費等
その他	上記以外で必要と認められる経費

※実績報告時に領収証（支払いを証明できる書類）の写しを提出してください。
領収証のない経費は対象外とします。

3 奨励金の交付

原則、公演開催後に指定口座に振り込みます。

IV 事業の流れ

①事前相談	奨励金の要件を満たすか事前にご相談ください。	目安：公演3か月前
②交付申請	事業計画書など必要書類を揃えて、奨励金を申請してください。	目安：公演2か月前
③交付決定	申請内容を審査し、奨励金の交付の可否及び金額を決定します。	
④事業実施	提出した事業計画に基づいて事業を実施してください。	
⑤実績報告	成果等事業実績を報告してください。	公演後1か月以内

① 事前相談

奨励金の対象となるか事前にご相談ください。申請者の活動状況や公演活動実績、公演計画などがわかる資料を持参ください。

② 交付申請

以下の書類を提出し、市へ奨励金の申請を行ってください。

- (提出書類)
- ・補助金等交付申請書
 - ・事業計画書(様式1)
 - ・収支予算書(様式2)
 - ・申請者の活動状況や公演活動実績がわかる資料

③ 交付決定

市が申請内容を審査し、奨励金交付の可否及び金額を決定、申請者に通知します。

④ 事業実施

交付決定を受けた事業計画に沿って事業を実施してください。

なお、途中で計画を変更又は中止する場合には、補助事業等変更承認申請書に必要書類を添付して提出してください。

⑤ 実績報告

公演開催日から1か月以内(3月31日以降になる場合は3月31日まで)に以下の書類を提出し、公演の実績を報告してください。

- (提出書類)
- ・補助事業実績報告書
 - ・事業報告書(様式3)
 - ・収支決算書(様式4) ※領収証の写しを添付
 - ・事業の開催実績がわかる資料(チラシ、プログラム、写真等)

V その他留意事項

1 奨励金の上限回数について

本奨励金は同一年度内に1回まで、合計で3回まで交付を受けることができます。金額に関わらず、それ以上の交付を受けることはできません。

2 公演収入について

原則として、収入額は問わないものとし、結果として公演収支が黒字となった場合も奨励金の返還を求めません。ただし、直近の公演実績が大きく黒字であり、高い収益性が予測される場合には奨励金の対象としません。

なお、市内や県内で公演経験の無いアーティスト等で、公演の収益性の判断が難しい場合は、事前にご相談ください。

3 公演を変更又は中止する場合

提出した事業計画から変更（中止含む）がある場合には、速やかに補助事業等変更承認申請書を提出してください。

また、出演者の体調不良等やむを得ない理由で公演を中止する場合には、それまでに要した対象経費の1/2を交付することがあります（収支決算書等の実績報告にかかると書類を提出してください）。

4 複数の入場料がある場合

公演の入場料を複数パターンで設定している場合は、最も高い金額の入場料で判断します。

5 対象経費となる会場使用料について

会場使用料は、公演本番及びリハーサル（1回）、準備・片付けに要する経費のみ対象とします。また、公演会場以外で行うリハーサルの会場使用料は対象としません。

6 国、地方公共団体その他の団体等から補助又は支援について

本奨励金以外に、国・県・市町村のほか独立行政法人や財団法人などから補助を受ける場合は、奨励金の対象としません。また、公演の開催に当たり、（公財）射水市文化振興財団から共催を受けて会場使用料が減免される場合も対象としません。

なお、一般企業等から協賛金などを募り開催する場合は対象外とはしませんが、収益として算入し収益性の面から判断します。